

障害者施設整備等に係る基本方針の策定について

1. 主 旨

第5期世田谷区障害福祉計画（平成30（2018）～平成32（2020）年度）では、施設需要に対応するため、通所施設（生活介護・就労継続支援B型）とグループホームの整備を重点課題として取り組むこととしている。

しかし、施設整備は中長期にわたる取組みが必要となることから、今後の障害者の増加を踏まえながら、障害者施設の需要、施設整備の方策、障害者の高齢化・重度化等への対応の考え方を整理し、施設需要への的確な対応を図っていく必要がある。

こうしたことから、令和元年11月に、「障害者施設整備等に係る基本方針策定にあたっての考え方について」を世田谷区地域保健福祉審議会に諮問した。基本方針策定にあたっては「世田谷区障害者施設整備等に係る基本方針検討委員会」において取りまとめた検討素材をもとに、地域保健福祉審議会で議論ののち、令和2年7月に答申を受けた。

この答申等を踏まえた、第5期障害福祉計画における施設整備の着実な進行と、将来にわたる障害者施設整備等のための10年間の基本方針を策定し、今後の障害福祉計画等に反映させ、障害者施設等の整備を行っていく。

2. 障害者施設整備等に係る基本方針の内容

別紙1「概要版」及び別紙2「基本方針案」のとおり

3. 今後のスケジュール（予定）

令和2年 9月	「基本方針」策定
令和3年 3月	「せたがやノーマライゼーションプラン-（仮称）世田谷区障害施策推進計画-」策定（基本方針の反映）

障害者施設整備等に係る基本方針（案） 概要版

●基本方針策定の経緯・目的

第5期世田谷区障害福祉計画（平成30（2018）～平成32（2020）年度）では、特別支援学校卒業生の進路希望や東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘（民間施設棟）からの地域移行等を踏まえた施設需要に対応するため、通所施設（生活介護・就労継続支援B型）とグループホームの整備を重点課題として取り組むこととしている。

しかし、施設整備は中長期にわたる取り組みが必要となることから、今後の障害者の増加を踏まえながら、障害者施設の需要、施設整備の方策、障害者の高齢化・重度化等への対応の考え方を整理し、施設需要への的確な対応を図っていく必要がある。

こうしたことから、学識経験者や施設運営事業者等で構成する「世田谷区障害者施設整備等に係る基本方針検討委員会」で取りまとめた検討素材をもとに、令和元年11月に地域保健福祉審議会へ「障害者施設整備等に係る基本方針策定にあたっての考え方について」を諮問し、令和2年7月に答申を受けた。

本方針はこの答申等を踏まえた第5期障害福祉計画における施設整備の着実な進捗と、将来にわたる障害者施設整備等のための基本方針とし、今後の障害福祉計画等に反映させ、障害者施設等の整備を行っていく。

●施設整備に係るこれまでの取り組み状況

（1）取り組み状況

- ・昭和57年：「福祉総合計画」策定、昭和58年「世田谷区障害者施策行動10ヵ年計画」策定
→平成4年度までの計画期間に総合福祉センターを含め14施設を設置
- ・平成4年度：「世田谷区通所施設利用調整会議設置要綱」設置
→通所施設利用希望者の公正かつ円滑な受入の調整、以後区立障害者通所施設整備に取り組む
- ・近年：公有地（区有地・都有地）を活用した社会福祉法人等による民設施設の公募選定事業者による整備誘導

（2）過去5年の施設整備状況

- 平成30年：ニコニコみやさか（民間物件活用）生活介護
コイノニアかみきた（都有地活用）生活介護・就労継続支援B型・グループホーム
- 平成31年：東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘（区有地活用）
地域生活支援型入所施設・生活介護・短期入所・自立訓練他
- 令和元年：さわやかはーとあーす世田谷（民有地活用）就労継続支援B型・就労移行支援・グループホーム
- 令和2年：区立世田谷福祉作業所移転改築 生活介護の追加実施

●施設所要量想定

生活介護	平成30年4月 (2018年)	平成31年4月 (2019年)	令和4年4月 (2022年)	令和5年4月 (2023年)	令和12年4月 (2030年)
利用者数(見込み)	622	636	731	761	975
定員数	516	626	641	641	641
不足数	△106	△10	△90	△120	△334
就労継続支援B型	平成30年4月 (2018年)	平成31年4月 (2019年)	令和4年4月 (2022年)	令和5年4月 (2023年)	令和12年4月 (2030年)
利用者数(見込み)	620	605	687	712	897
定員数	602	641	681	681	681
不足数	△18	36	△6	△31	△216

●重点的に取り組む課題

①施設所要量の確保

今後の通所施設の利用希望に対応するため、中長期的な需要見込みと施設所要量を精査し、その確保を図ることが必要である。

②医療的ケアを含む重度障害者への対応

今後、多くの医療的ケア等への対応が必要な施設利用希望者が見込まれるが、対応可能な通所施設は限定されているため、その拡充を図る必要がある。

③グループホーム整備等

東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘からの地域移行先や本人が望む自立した地域生活を送る居住の場所、いわゆる親亡き後を見据え、個々の状況に応じたグループホームの整備が必要である。

④障害特性に応じた日中活動の場の整理

障害特性に応じた日中活動の場の整備の必要性について、実態を把握し整理するとともに、日中活動の場の展開を行う必要がある。

●基本方針対象期間

中長期的な方針として、令和12（2030）年度までの10年間の施設需要に対応するための方針とする。

※今後の障害者数の推移や制度改正等社会情勢の変化等を見極めながら必要に応じて見直しを行う。

●今後の整備について

所要量想定や方策を踏まえ、第6期～第8期の障害福祉計画や公共施設等総合管理計画等と整合を図りながら、整備目標やスケジュール、整備する施設の個別計画等を明らかにしていく。

【具体策】

①通所施設、③グループホーム（※共通）

- ・都営住宅等跡地活用による新規施設整備
- ・他施設の見直し時期に合わせた活用転用等（区内公有地の有効活用）
- ・運営事業者の負担軽減策の導入
- ・既存施設の定員増員、既存事業からの事業転換（①通所施設のみ）

②医療的ケアを含む重度障害者対応施設

- ・新たに1か所程度の医療的ケアを含む重度障害者対応施設整備（都営住宅等跡地活用）
- ・運営事業者の負担軽減策の導入
- ・既存医療的ケア受け入れ施設からのノウハウの蓄積・発信
- ・人材の確保・育成の推進

④障害特性に応じた日中活動の場

- ・通所施設の機能転換や機能付加等
- ・それぞれのライフスタイルに応じた日中活動の展開

重点的に取り組む課題

基本的方向性

具体的方策

I. 施設所要量の確保

■地域ごとに必要な施設所要量の確保

【令和12(2030)年度までに必要な所要量想定】
生活介護=340人分程度
就労継続支援B型=220人分程度

- 1 小規模・分散化による施設整備
 住み慣れた「地域」において通所施設が利用できるよう、利用者の障害特性や希望を尊重し、各地域の障害者数や施設数を勘案しながら、小規模・分散化の視点で施設整備を図る。
- 2 施設利用者の移行支援
 就労継続支援B型施設に関しては、就労移行支援や就労定着支援の充実を図る一方、生活介護施設を含むいずれの施設利用者も希望により介護保険事業所に移行できるよう、障害者施設と介護保険事業所との相互理解、連携・交流を進める。



- 1 小規模・分散化による新規施設整備の促進と既存施設の有効活用
 - ・区内5地域の需給バランスを勘案した施設整備を図る。
 - ・利用者の障害特性や希望する活動・支援を尊重した多様な施設整備・運営を図る。
 - ・既存物件の有効活用による機能転換や新規施設整備を行うとともに、利用者が自ら希望に合った施設利用が可能となるように施設の特徴や魅力を発信していく。
 - (1) 既存施設の有効活用
 - ・区立施設では、施設所要量の確保に当たり、地域における需給バランスの調整や、医療的ケアを含む重度障害者への対応、利用者ニーズに合わせた支援プログラムへの取組みなどのモデル的役割を担う。
 - ・民立施設では、通所施設運営事業者の意向を伺いながら有効活用について検討する。有効活用が可能な場合、事業者の職員の定着や重度障害者の受け入れ等のための補助制度や区から事業者への新たな人材支援・運営支援策の必要性や手法を検討する。
 - (2) 新規施設整備
 - ・一定程度の規模が期待できる公有地活用については、利用者の状況に応じたサービス間移行や多世代の利用等を含め多様な選択肢を提供するため複数機能を持った多機能型施設とし、併せて、重度障害者対応のグループホーム併設を検討する。
- 2 施設利用者の移行等の支援
 - ・就労促進にあたっては、令和2年度から開始した週20時間以上の就労以外の多様な働く場を作り、働きたい方をつないで働き続けられるように支援するせたJOB応援プロジェクトも活用していく。
 - ・介護保険事業への移行としては、利用者に対し、日頃から介護保険事業の支援内容等を情報提供するとともに、利用者の意向を確認しておく事が重要である。併せて障害者施設、介護保険事業所との連携・交流を図り、介護保険事業所を利用する際の不安感払拭の実現のため、ケアマネジャーへの障害理解促進を図る。

II. 医療的ケアを含む重度障害者への対応

■身近な地域における受け入れのための環境整備

【令和12(2030)年度までに必要な医療的ケアを必要とする利用者所要量想定】
区内特別支援学校の卒業生=60人分程度
既存施設利用者=100人分程度(最大)

- 1 医療的ケア等の対応へのノウハウの蓄積などを行うため、当面は三宿つくしんぼホーム等の現在の受け入れ施設や、東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘での受け入れを行う。
- 2 医療的ケアは医療行為であり、高度な専門的な知識・技術、実施にあたっての判断力等が求められるため、利用者の受け入れに必要な施設への財政面や環境整備などの支援策、医療的ケア等の対応ができる人材の確保・育成を図る。



- 1 増加が見込まれる医療的ケアを含む重度障害者の施設整備
 把握した所要量から、現状の医療的ケア受け入れ施設だけでは、今後増加する特別支援学校の卒業生と既存施設利用者の需要への対応が困難となる見込みであるため、新たに1か所程度の医療的ケアを含む重度障害者対応施設を整備する。なお、整備にあたっては、公有地活用による財政負担軽減を行うとともに、医療的ケアの受け入れには、必要な設備支援、運営にあたっての看護師確保や職員研修のための補助制度等が必要となることから、事業者負担軽減策の手法について整理検討し、実施する。また、既存施設についても、同様に事業者負担軽減策の手法について整理検討し、実施する。
- 2 拠点となる施設から地域の施設へのノウハウの継承
 区立の医療的ケア受け入れ施設や東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘を中心にノウハウを蓄積し、地域の施設へ発信していく。ただし、身近な地域の施設において医療的ケア受け入れを進めるため、ノウハウの蓄積・継承に留まらず、ハード面(機器・設備の整備、支援スペース等)や受け入れ体制(支援者の配置や研修等)などの環境整備を進める。
- 3 医療的ケア等が必要な方の支援に携わる人材の確保・育成
 世田谷区福祉人材育成・研修センターの活用や成育医療研究センター等との連携により、支援する人材の確保・育成を推進する。

III. グループホーム整備等

■障害特性や地域資源に配慮した整備

【令和12(2030)年度までに必要なグループホーム所要量想定】
中軽度障害者対象=200人分程度(最大)
重度障害者対象=300人分程度(最大)

- 1 通所施設や医療機関等の地域資源と連携した運営を視野に地区を意識しながら整備する。
- 2 中軽度障害者対象のグループホームの整備については、不動産事業者等との連携による民間事業者の整備促進を図る。
- 3 重度障害者対象のグループホームの整備については、「日中サービス支援型グループホーム」整備を含めた促進策を講じ、整備促進を図る。



- 1 地域資源と連携した整備・運営
 - ・居住の場であるグループホームについては、地区を意識しながら通所施設や医療機関等の利用可能な地域資源の状況を勘案し整備する。
 - ・居住支援協議会と連携し、要配慮者の居住支援策の検討や情報共有を図る。
 - ※精神障害者などの区外施設入所者の地域移行希望については、区内の施設整備状況等多様な選択肢を丁寧に提供しながら、意向確認を継続的に行っていく。
- 2 中軽度障害者対象のグループホームの整備促進
 - ・空き家の活用も視野に担当所管や不動産団体等との連携強化を図るとともに、新規グループホーム運営希望法人等と活用可能物件とのマッチングを更に進める。
- 3 重度障害者対象のグループホームの整備促進
 (日中活動への参加が可能な重度障害者：230人、日中活動への参加が困難な重度障害者：70人)
 - ・公有地活用により財政負担の軽減を図り整備する。また、重度障害者対象のグループホームは、国で示す報酬や職員配置では運営が難しいことから、必要な職員配置等を含む、新たな補助制度の事業者負担軽減策を整理・検討する。

IV. 障害特性に応じた日中活動の場の整理

■障害特性に応じた日中活動の場の必要性の整理

定期的通所が困難な精神障害者等、障害特性に応じた日中活動の場の必要性について整理し、日中活動の場の展開を行う。

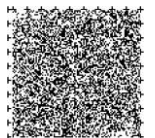


- 1 通所施設の機能転換や機能付加等
 - ・既存の通所施設がそれぞれの特色を活かしながら、個々の特性や状況、ニーズに沿った柔軟な受け入れ、通所施設の機能転換や機能付加等について、通所施設運営事業者の意向を伺いながら検討を進める。
- 2 日中活動の場等の整備
 - ・従来の通所施設とは異なる日中活動の場の整備や、地域施設の活用、地域の社会福祉協議会と連携した居場所(カフェ等)の展開など、それぞれのライフスタイルに応じた日中活動の展開に取り組む。

障害者施設整備等に係る基本方針（案）

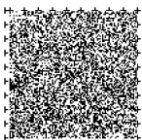
令和2年9月

世田谷区



目 次

1 基本方針策定の経緯・目的	1
2 施設整備のこれまでの取組みと重点的に取り組む課題	2
(1) 施設整備に係るこれまでの取組み状況	2
(2) 重点的に取り組む課題	3
3 基本方針対象期間	3
4 他の計画等との関係	3
5 整備等の基本的方向性と具体的方策	4
(1) 施設所要量の確保	4
①所要量想定	4
②基本的方向性	5
③具体的方策	5
(2) 医療的ケアを含む重度障害者への対応	8
①所要量想定	8
②基本的方向性	9
③具体的方策	9
(3) グループホーム整備等	10
①所要量想定	10
②基本的方向性	12
③具体的方策	12
(4) 障害特性に応じた日中活動の場の整理	13
①基本的方向性	13
②具体的方策	13
6 今後の整備について	14
◆資料編	15
1 障害者数推移等基礎データ（区の人口との比較）	15
2 施設一覧（種別、定員）	16
(1) 世田谷区障害者通所施設（生活介護・就労継続支援 B 型）	16
(2) 区内障害者グループホーム一覧	17
3 障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた検討素材	19
4 障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた所要量等調査結果	21
5 基本方針策定経過（検討委員会開催等）	28
(1) 検討経過	28
(2) 「世田谷区障害者施設整備等に係る基本方針検討委員会」委員	29
(3) 「世田谷区地域保健福祉審議会」委員	30
(4) 「世田谷区障害者施策推進協議会」委員	31



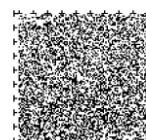
1 基本方針策定の経緯・目的

第5期世田谷区障害福祉計画（平成30（2018）～平成32（2020）年度）では、特別支援学校卒業生の進路希望や東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘（民間施設棟）からの地域移行等を踏まえた施設需要に対応するため、通所施設（生活介護・就労継続支援B型）とグループホームの整備を重点課題として取り組むこととしている。

しかし、施設整備は中長期にわたる取組みが必要となることから、今後の障害者の増加を踏まえながら、障害者施設の需要、施設整備の方策、障害者の高齢化・重度化等への対応の考え方を整理し、施設需要への的確な対応を図っていく必要がある。

こうしたことから、令和元年11月に、「(仮称)世田谷区障害施策推進計画の策定にあたっての考え方について」の諮問に併せて、「障害者施設整備等に係る基本方針策定にあたっての考え方について」も諮問した。基本方針策定にあたっては、平成30年8月に設置した、学識経験者や施設運営事業者、区職員からなる「世田谷区障害者施設整備等に係る基本方針検討委員会」において取りまとめた検討素材をもとに、地域保健福祉審議会で議論ののち、令和2年7月に答申を受けた。

本方針はこの答申等を踏まえた、第5期障害福祉計画における施設整備の着実な進行と、将来にわたる障害者施設整備等のための基本方針とし、今後の障害福祉計画等に反映させ、障害者施設等の整備を行っていく。



2 施設整備のこれまでの取組みと重点的に取り組む課題

(1) 施設整備に係るこれまでの取組み状況

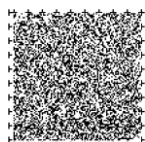
これまで世田谷区では、昭和 57 年に「福祉総合計画」を策定するとともに、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機に、昭和 58 年には「世田谷区障害者施策行動 10 ヶ年計画」を策定し、平成 4 年度までの計画期間に総合福祉センターを含め 14 施設を設置した。また、平成 4 年度には、新たに「世田谷区通所施設利用調整会議設置要綱」を定め、通所施設利用希望者の公正かつ円滑な受入を調整することにより、昭和 63 年頃までは、通所希望者が通所できず在宅となる場合もあったが、それ以降は、通所希望者がいずれかの施設へ通所できるようになってきた。その後も障害者数の増加、毎年の特別支援学校からの卒業生を中心とした通所施設利用希望者の増加に対応するため、区立障害者通所施設の整備に取り組んできた。

また近年は、公有地（区有地・都有地）を活用した社会福祉法人等による民設民営施設の公募選定事業者による整備誘導にも取り組んできた。しかし、区内 3 か所の特別支援学校からの卒業生の進路を始めとした、増え続ける生活介護、就労継続支援 B 型への施設需要への対応に追いついていない状況である。

グループホームについては、中軽度者向けの整備は、民間事業者主導により一定程度進んできたが、重度者向けの整備は進んでいない状況である。

【近年の施設整備状況】

年度	施設名	実施事業	活用物件
平成 23 年	区立給田福祉園	生活介護	区有地
平成 26 年	ここから	グループホーム・短期入所 他	区有地
平成 27 年	イタール成城	生活介護・短期入所・ グループホーム	都有地
	グループホームえにし	グループホーム・短期入所	都有地
平成 30 年	にこにこみやさか	生活介護	民間物件
	コイノニアかみきた	生活介護・就労継続支援 B 型・グループホーム	都有地
平成 31 年	東京リハビリテーション センター世田谷・障害者 支援施設梅ヶ丘	地域生活支援型入所施設・ 生活介護・短期入所・ 自立訓練他	区有地



年度	施設名	実施事業	活用物件
令和元年	さわやかはーとあーす 世田谷	就労継続支援B型・ 就労移行支援・ グループホーム	民有地
令和2年	区立世田谷福祉作業所 移転改築	生活介護 (追加実施)	公有地

(2) 重点的に取り組む課題

①施設所要量の確保

今後の通所施設の利用希望に対応するため、中長期的な需要見込みと施設所要量を精査し、その確保を図ることが必要である。

②医療的ケアを含む重度障害者への対応

今後、多くの医療的ケア等への対応が必要な施設利用希望者が見込まれるが、対応可能な通所施設は限定されているため、その拡充を図る必要がある。

③グループホーム整備等

東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘からの地域移行先や本人が望む自立した地域生活を送る居住の場所、いわゆる親亡き後を見据え、個々の状況に応じたグループホームの整備が必要である。

④障害特性に応じた日中活動の場の整理

障害特性に応じた日中活動の場の整備の必要性について、実態を把握し整理するとともに、日中活動の場の展開を行う必要がある。

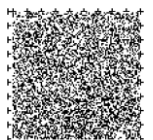
3 基本方針対象期間

中長期的な方針として、令和12(2030)年度までの10年間の施設需要に対応するための方針とする。

※ただし、今後の障害者数の推移や制度改正等社会情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて見直しを行う。

4 他の計画等との関係

障害福祉計画と同様に世田谷区基本計画、新実施計画のほか、公共施設等総合管理計画等との整合を図る。



5 整備等の基本的方向性と具体的方策

(1) 施設所要量の確保

① 所要量想定

今後の特別支援学校の卒後見込み等から、対象期間（令和12（2030）年度）の地域別の最大の通所施設所要量を以下のとおり想定する。

※なお、施設所要量等の想定は社会情勢等の変化により変更が見込まれる可能性がある。

□令和12（2030）年度までに必要な所要量想定

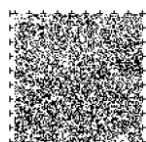
生活介護 = 340人分程度 就労継続支援B型 = 220人分程度

●施設所要量想定（単位：人）

生活介護	平成30年4月 (2018年)	平成31年4月 (2019年)	令和4年4月 (2022年)	令和5年4月 (2023年)	令和12年4月 (2030年)
利用者数(見込み)	622	636	731	761	975
定員数	516	626	641	641	641
不足数	△106	△10	△90	△120	△334
就労継続支援B型	平成30年4月 (2018年)	平成31年4月 (2019年)	令和4年4月 (2022年)	令和5年4月 (2023年)	令和12年4月 (2030年)
利用者数(見込み)	620	605	687	712	897
定員数	602	641	681	681	681
不足数	△18	36	△6	△31	△216

●令和12年（2030年）4月時点の地域別不足数想定（単位：人）

	生活介護	就労継続支援B型
世田谷地域	△104	△113
北沢地域	△27	△27
玉川地域	△130	△32
砧地域	△4	18
烏山地域	△69	△63
不足数	△334	△216



②基本的方向性

■地域ごとに必要な施設所要量の確保

ア) 小規模・分散化による施設整備

住み慣れた「地域」において通所施設が利用できるよう、利用者の障害特性や希望を尊重し、各地域の障害者数や施設数を勘案しながら、小規模・分散化の視点で施設整備を図る。

イ) 施設利用者の移行支援

就労継続支援B型施設に関しては、就労移行支援や就労定着支援の充実を図る一方、生活介護施設を含むいずれの施設利用者も希望により介護保険事業所に移行できるよう、障害者施設と介護保険事業所との相互理解、連携・交流を進める。

③具体的方策

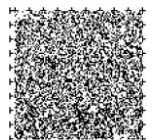
ア) 小規模・分散化による新規施設整備の促進と既存施設の有効活用

- ・区内5地域の需給バランスを勘案した施設整備を図る。
- ・利用者の障害特性や希望する活動・支援を尊重した多様な施設整備・運営を図る。
- ・既存物件の有効活用による機能転換や新規施設整備を行うとともに、利用者が自ら希望に合った施設利用が可能となるように施設の特徴や魅力を発信していく。

○既存施設の有効活用

(区立施設)

- ・区立施設は、施設所要量の確保に当たり、地域における需給バランスの調整や、医療的ケアを含む重度障害者への対応、利用者ニーズに合わせた支援プログラムへの取り組みなどのモデル的役割を担う。
- ・そのため、区立施設では、施設毎に現状規模・設備、老朽度、利用状況等を検証し、建物保全工事に合わせた施設改修や利用スペースの有効活用による、定員拡充や事業追加(例:生活介護事業の追加実施)を行っていくとともに、利用率の低い就労移行事業所の事業見直しによる生活介護・就労継続支援B型への事業転換への検討など、施設に求められる必要な機能転換を図りながら、引き続き区立施設として整備し、存続させる。



(民立施設)

- ・ 区有財産を利用している民立施設については、区立施設に準じた活用の検討を図る。
- ・ 区有財産を利用していない民立施設についても、通所施設運営事業者の意向を伺いながら有効活用について検討する。有効活用が可能な場合、事業者の職員の定着や重度障害者の受け入れ等のための補助制度や区から事業者への新たな人材支援・運営支援策の必要性や手法を検討する。

※配慮事項

- ・ 現在、必要な職員配置を行いながら定員を上回る利用者の受け入れを行っている施設がある。施設需要の増加を踏まえると、当面この対応を継続することはやむを得ない面があるが、利用者の受け入れは、平成30年度時点の定員超過数を最大限とし、支援の質が低下することがないように、職員の追加配置補助を行う。ただし、新型コロナウイルス感染予防には、充分注意し、運営を行う。

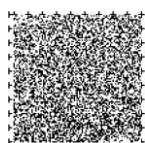
また、施設整備等により施設所要量の確保が可能となった際は、速やかに本方針の見直しを行うとともに利用者数を定員に戻していく。

○新規施設整備

- ・ 一定程度の規模が期待できる公有地活用については、利用者の状況に応じたサービス間移行や多世代の利用等を含め多様な選択肢を提供するため複数機能を持った多機能型施設とし、併せて、重度障害者対応のグループホーム併設を検討する。

なお、運営にあたっては、利用者の状態変化にも対応した多様なプログラムやグループ編成（生活介護における軽作業、就労継続支援B型における作業軽減や創作活動など）、法定外の自主事業を組み合わせることも検討する。

- ・ 民間物件活用の際の事業者負担軽減のため、新たな土地賃借料制度等の導入を検討する。軽減策活用に当たっては、地域の需給バランスに基づく必要性を充分精査し、不足の大きさにより、地域により補助制度にメリハリをつけることも検討する。



- ・あわせて社会貢献等の目的により、市場価格より安価で民間物件の購入、借受が可能な土地・建物については、積極的に活用を検討する。
- ・障害者施設への活用のため、区内公有地の洗出しを行う。なお公有地の活用にあたっては、区のお施設の有方や機能等の見直し時期等に合わせた施設の活用・転用や、介護保険事業所の併設や隣接など、障害者施設以外の施設との複合化の可能性についても精査・検討する。
- ・災害時の福祉避難所の役割も踏まえ、土砂災害警戒区域など立地条件の確認を十分に行う。
- ・新規施設開設にあたり、必要となる質の担保や人材確保について、世田谷区福祉人材育成・研修センターの活用・育成を行う。

イ) 施設利用者の移行等の支援

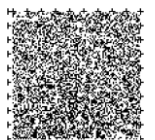
(就労系への移行)

- ・利用者の意向に沿った柔軟で多様、且つ段階的な就労への道筋を検討するとともに、就労定着支援の推進により、就労促進・定着を図り就労系施設の有効活用を図る。

就労促進にあたっては、令和2年度から開始した週20時間以上の就労以外の多様な働く場を作り、働きたい方をつないで働き続けられるように支援させたJOB応援プロジェクトも活用していく。

(介護保険事業への移行)

- ・利用者に対し、日頃から介護保険事業の支援内容等を情報提供するとともに、利用者の意向を確認しておく事が重要である。併せて障害者施設、介護保険事業所との連携・交流を図り、介護保険事業所を利用する際の不安感払拭の実現のため、ケアマネジャーへの障害理解促進を図る。



(2) 医療的ケアを含む重度障害者への対応

① 所要量想定

今後の特別支援学校の卒業見込みや障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた所要量等調査結果から、対象期間（令和 12（2030）年度）の医療的ケアを必要とする利用者の地域別の通所施設所要量の最大を以下のとおり想定する。

□令和 12（2030）年度までに必要な医療的ケアを必要とする利用者の所要量想定

◆区内特別支援学校の卒業生 = 60 人分程度

※区内特別支援学校の在校生の状況については、すでに医療的ケアが必要となっている方であり、過去の卒業生の通所希望状況からほとんどの方が施設通所を希望すると予想されることから、約 60 名を新規施設整備の所要量と想定する。

◆既存施設利用者 = 100 人分程度（最大）

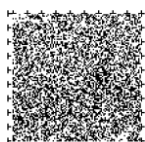
※既存施設について、施設への調査結果、聞き取り等によると、新たに医療的ケアが確実に必要となる方の正確な見込みが難しいことから、既存施設の調査結果等は可能性があると見込まれる方の最大値とする。

●所要量総数（特別支援学級卒業生と施設通所者の最大所要量）（単位：人）

	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
見込み数	62	96	158

●地域別所要量（特別支援学級卒業生と施設通所者の地域別最大見込み数）（単位：人）

地域別見込み数	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
世田谷	16	22	38
北沢	8	7	15
玉川	14	25	39
砧	17	28	45
烏山	7	14	21
計	62	96	158



②基本的方向性

■身近な地域における受け入れのための環境整備

- ア) 医療的ケア等の対応へのノウハウの蓄積などを図るため、当面は三宿つくしんぼホーム等の現在の受け入れ施設や、東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘での受け入れを行う。
- イ) 医療的ケアは医療行為であり、高度な専門的な知識・技術、実施にあたっての判断力等が求められるため、利用者の受け入れに必要な施設への財政面や環境整備などの支援策、医療的ケア等の対応ができる人材の確保・育成を図る。

③具体的方策

ア) 増加が見込まれる医療的ケアを含む重度障害者の施設整備

- ・把握した所要量から、現状の三宿つくしんぼホーム、東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘、イタル成城の既存施設だけでは、今後増加する特別支援学校の卒業生と既存施設利用者の需要への対応が困難となる見込みであるため、新たに1か所程度の医療的ケアを含む重度障害者対応施設を整備する。

なお、整備にあたっては、公有地活用による財政負担軽減を行うとともに、医療的ケアの受け入れには、必要な設備支援、運営にあたっての看護師確保や職員研修のための補助制度等が必要となることから、事業者負担軽減策の手法について整理検討し、実施する。

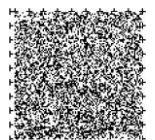
また、既存施設についても、同様に事業者負担軽減策の手法について整理検討し、実施する。

イ) 拠点となる施設から地域の施設へのノウハウの継承

- ・区立の医療的ケア受け入れ施設や東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘を中心にノウハウを蓄積し、地域の施設へ発信していく。ただし、身近な地域の施設において医療的ケア受け入れを進めるため、ノウハウの蓄積・継承に留まらず、ハード面（機器・設備の整備、支援スペース等）や受け入れ体制（支援者の配置や研修等）などの環境整備を進める。

ウ) 医療的ケア等が必要な方の支援に携わる人材の確保・育成

- ・世田谷区福祉人材育成・研修センターの活用や成育医療研究センター等との連携により、支援する人材の確保・育成を推進する。



(3) グループホーム整備等

① 所要量想定

東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘での利用者状況や、本人が望む自立した地域生活を送る居住の場所などを見据え、本人・家族の日頃の意向や、本人・家族等介助者の年齢や健康状態等を勘案した障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた所要量等調査結果から、以下①～③パターンの類型に分け、対象期間（令和12（2030）年度）の地域別の最大の所要量（※）を以下のとおり想定する。

※調査結果は施設側が本人やご家族の状況を判断し、グループホーム入居の必要性を回答しているが、施設への聞き取りによると、本人が入居を希望している事例は多くはないことから、既存施設の調査結果等は、グループホーム入居が必要と見込まれる方の最大の想定量とする。

□令和12（2030）年度までに必要なグループホームの所要量想定

【パターン①】中軽度者向けグループホーム

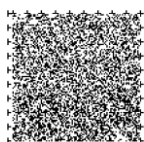
対象者：障害支援区分が概ね1～4程度。身の回りのことは一定程度自分でできる方

●所要量総数（最大） （単位：人）

	令和3～7年度	令和8～12年度	計
見込み数	71	124	195

●所要量地域別 （単位：人）

地域別見込み数	令和3～7年度	令和8～12年度	計
世田谷	20	29	49
北沢	13	24	37
玉川	16	18	34
砧	16	22	38
烏山	6	31	37
計	71	124	195



【パターン②】 重度者向けグループホーム（A）

対象者：障害支援区分 5～6 程度。身の回りのことに支援が必要な方であり、日中は施設通所や就労等日中活動への参加が可能で、基本的にはグループホーム内での支援は不要な状況であると思われる方

●所要量総数（最大） (単位：人)

	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
見込み数	95	138	233

●所要量地域別 (単位：人)

地域別見込み数	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
世田谷	32	41	73
北沢	11	18	29
玉川	17	29	46
砧	22	24	46
烏山	13	26	39
計	95	138	233

【パターン③】 重度者向けグループホーム（B）

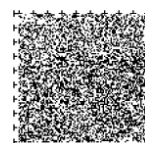
対象者：障害支援区分 5～6 程度。身の回りのことに支援が必要であり、施設通所や就労等日中活動への参加は困難で、グループホーム内で支援を受ける必要がある状況であると思われる方

●所要量総数（最大） (単位：人)

	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
見込み数	31	34	65

●所要量地域別 (単位：人)

地域	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
世田谷	5	12	17
北沢	6	2	8
玉川	12	13	15
砧	4	5	9
烏山	4	2	6
計	31	34	65



②基本的方向性

■障害特性や地域資源に配慮した整備

- ア) 通所施設や医療機関等の地域資源と連携した運営を視野に、地区を意識しながら整備する。
- イ) 中軽度障害者対象のグループホームの整備については、不動産事業者等との連携による民間事業者の整備促進を図る。
- ウ) 重度障害者対象のグループホームの整備については、「日中サービス支援型グループホーム」整備を含めた促進策を講じ、整備促進を図る。

③具体的方策

ア) 地域資源と連携した整備・運営

- ・居住の場であるグループホームについては、地区を意識しながら通所施設や医療機関等の利用可能な地域資源の状況を勘案し整備する。なお、運営にあたっては、地域・地区の資源と充分連携しながら、利用者の障害特性や希望する生活を尊重した支援を図る。
 - ・居住支援協議会と連携し、要配慮者の居住支援策の検討や情報共有を図る。
- ※精神障害者などの区外施設入所者の地域移行希望については、区内の施設整備状況等多様な選択肢を丁寧に提供しながら、意向確認を継続的に行っていく。

イ) 中軽度障害者対象のグループホームの整備促進

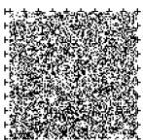
※所要量 = 200人分程度（最大）

- ・空き家の活用も視野に担当所管や不動産団体等との連携強化を図るとともに、新規グループホーム運営希望法人等と活用可能物件とのマッチングを更に進める。新規グループホーム運営希望法人等に対し、区ホームページでの丁寧な情報提供（過去の整備事例の紹介、ニーズの高い地域の表示等）を行っていく。

ウ) 重度障害者対象のグループホームの整備促進

※所要量 = 300人分程度（最大）（A：230人・B：70人）

- ・公有地活用により財政負担の軽減を図り整備する。
また、重度障害者対象のグループホームは、国で示す報酬や職員配置では運営が難しいことから、必要な職員配置等を含む、新たな補助制度の事業者負担軽減策を整理・検討する。



- ・重度障害者への対応については、障害の程度や医療的ケアの有無、及び日中活動への参加の可否等を勘案し整備する類型を整理する。日中活動への参加が可能な重度障害者（A）については、東京都の新たな「障害者グループホーム体制強化支援事業」を活用した整備誘導を促進する。日中活動への参加が困難な重度障害者（B）については、日中サービス支援型グループホームの整備誘導を促進する。
- ・ノウハウの獲得については、世田谷区福祉人材育成・研修センターを活用した職員研修や事業者連絡会等の活用による先進的事例の共有により支援する。

（４）障害特性に応じた日中活動の場の整理

① 基本的方向性

■障害特性に応じた日中活動の場の必要性の整理

定期的通所が困難な精神障害者等、障害特性に応じた日中活動の場の必要性について整理し、日中活動の場の展開を行う。

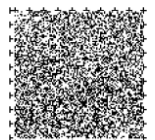
② 具体的方策

ア) 通所施設の機能転換や機能付加等

- ・既存の通所施設がそれぞれの特色を活かしながら、個々の特性や状況、ニーズに沿った柔軟な受け入れ、通所施設の機能転換や機能付加等について、通所施設運営事業者の意向を伺いながら検討を進める。

イ) 日中活動の場等の整備

- ・従来の通所施設とは異なる日中活動の場の整備や、地域施設の活用、地域の社会福祉協議会と連携した居場所（カフェ等）の展開など、それぞれのライフスタイルに応じた日中活動の展開に取り組む。



6 今後の整備について

以上の所要量想定や方策を踏まえ、第6期～第8期の障害福祉計画や、公共施設等総合管理計画等と整合を図りながら、整備目標やスケジュール、整備する施設の個別計画等を明らかにしていく。

施設整備等を進めていくための具体策は、以下のとおりとする。

(1) 具体策

① 通所施設（生活介護・就労継続支援B型）

- ・都営住宅等跡地活用による新規施設整備
- ・他施設の見直し時期に合わせた活用転用等（区内公有地の有効活用）
- ・既存施設の定員増員（建物保全工事に合わせた施設改修によるスペース拡充等）
- ・既存事業からの事業転換（利用率の低い就労移行事業所の見直しによる、生活介護・就労継続支援B型への転換等）
- ・運営事業者の負担軽減策の導入

② 医療的ケアを含む重度障害者対応施設

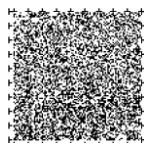
- ・新たに1か所程度の医療的ケアを含む重度障害者対応施設整備（都営住宅等跡地活用による新規施設整備）
- ・運営事業者の負担軽減策の導入（ハード面（機器・設備の整備、支援スペース等）や受け入れ体制（支援者の配置や研修等）などの環境整備）
- ・既存医療的ケア受け入れ施設からのノウハウの蓄積・発信
- ・人材の確保・育成の推進（世田谷区福祉人材育成・研修センターの活用や成育医療研究センター等との連携）

③ グループホーム

- ・都営住宅跡地活用等による新規施設整備
- ・他施設の見直し時期に合わせた活用転用等（区内公有地の有効活用）
- ・運営事業者の負担軽減策の導入

④ 障害特性に応じた日中活動の場

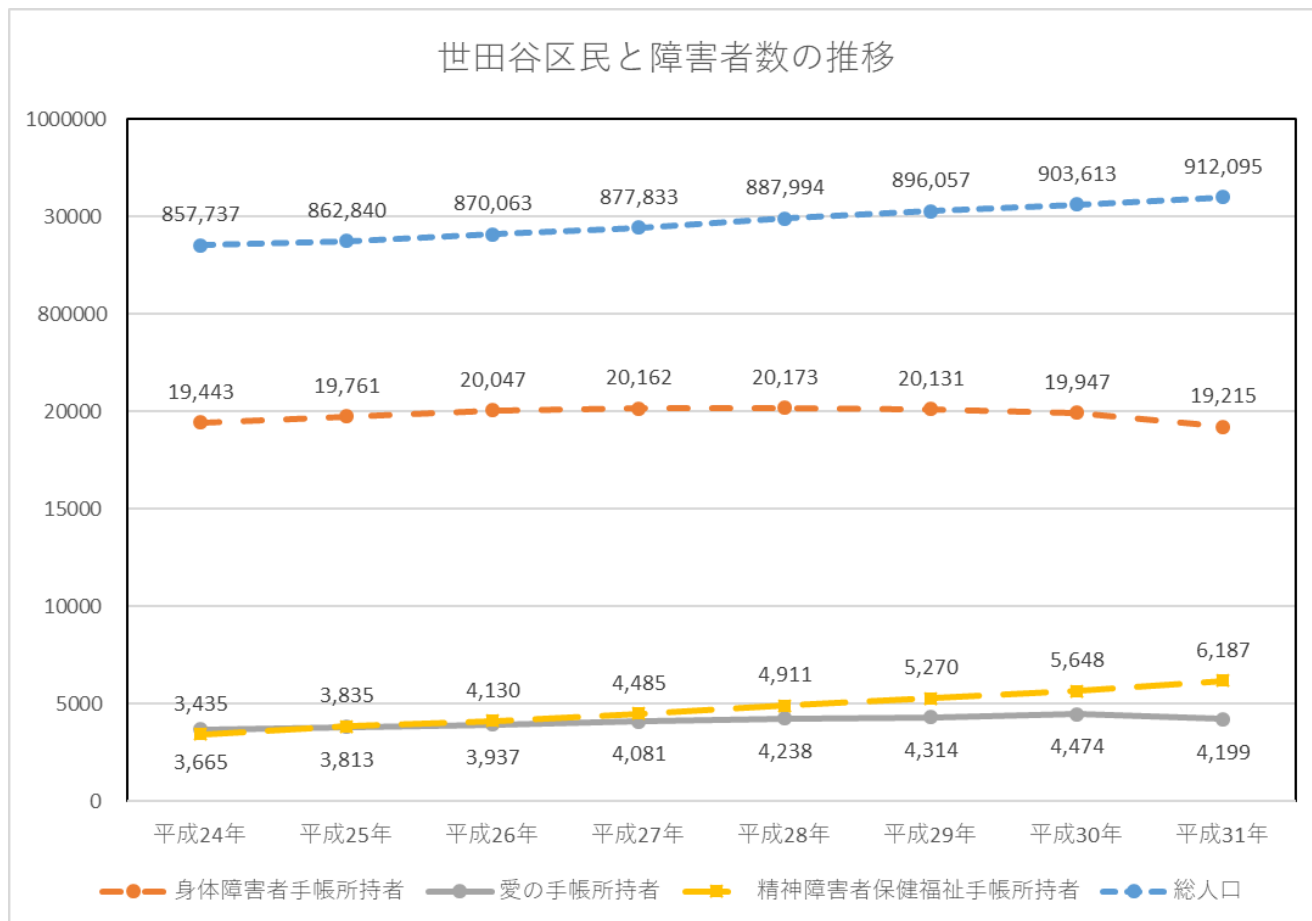
- ・通所施設の機能転換や機能付加等
- ・それぞれのライフスタイルに応じた日中活動の展開



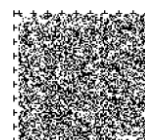
◆資料編

1 障害者数推移等基礎データ（区の人口との比較）

各年4月1日現在（単位：人）



※「身体障害者手帳所持者」と「愛の手帳所持者」については、平成31年度に、本人・家族等から転出や死亡等の申し出がされていない住民票除票者を除いた数値に変更となっている

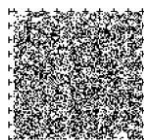


2 施設一覧（種別、定員）

（1）世田谷区障害者通所施設（生活介護・就労継続支援B型）

令和2年4月1日現在

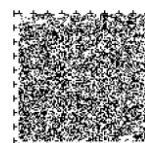
事業種別	区立・私立	対象	施設名	定員	住所
生活介護	区立	身体	ほほえみ経堂	20	経堂3-6-24
		身体	すまいる梅丘	25	梅丘1-36-2-101
		身体	岡本福祉作業ホーム	24	岡本2-33-24
		知的	駒沢生活実習所	40	弦巻2-1-5
		知的	世田谷福祉作業所	15	下馬2-31-6
		知的	桜上水福祉園	35	桜上水2-13-16
		知的	奥沢福祉園	40	奥沢6-29-2
		知的	九品仏生活実習所	42	奥沢7-39-13
		知的	九品仏生活実習所中町分場	15	中町2-25-17 2階
		知的	千歳台福祉園	45	千歳台3-31-9
	知的	給田福祉園	50	給田5-2-7	
	3障害	三宿つくしんぼホーム	20	三宿2-30-7	
	私立	身体	東北沢つどいの家	7	北沢4-24-22
		身体	玉堤つどいの家	13	玉堤2-3-1 1階
		身体	友愛デイサービスセンター	20	砧3-9-11
		知的	おおらか学園	20	船橋1-30-9
		知的	わくわく祖師谷	20	祖師谷3-21-1
		知的	あゆみ園	15	目黒区大橋2-19-1
		身体・知的	イタル成城	45	成城8-27-11
		3障害	東京リハビリテーションセンター世田谷	10	松原6-37-1
3障害		泉の家	20	岡本2-33-23	
3障害		コイノニアかみきた	20	上北沢1-32-14	
3障害	にこにこみやさか	25	宮坂2-26-17 ソープ豪徳寺マンション1階		
就労継続支援B型	区立	身体	岡本福祉作業ホーム	10	岡本2-33-24
		知的	下馬福祉工房	35	下馬2-20-14 2階
		知的	世田谷福祉作業所	45	下馬2-31-6
		知的	玉川福祉作業所	45	玉川1-7-2
		知的	玉川福祉作業所等々力分場	19	等々力2-13-4
		知的	砧工房	37	砧4-32-14
		知的	鳥山福祉作業所	66	北鳥山1-29-15
		3障害	岡本福祉作業ホーム玉堤分場	13	玉堤2-3-1 地下1階
	私立	知的	上町工房	25	世田谷3-9-1
		知的	白梅福祉作業所	40	松原6-43-17
		知的	のぞみ園	20	赤堤4-27-14
		知的	まもりやま工房	40	代田6-21-5
		知的	用賀福祉作業所	22	用賀4-7-1
		知的	喜多見夢工房(本場)	15	喜多見9-1-35
		知的	喜多見夢工房(分室)	10	喜多見8-1-4
		知的	わくわく祖師谷	40	祖師谷3-21-1
		発達	ゆに分場フェリーチェ	10	喜多見9-2-33
		知的・精神	Factory藍分場アンシエヌ藍	18	三軒茶屋1-36-8 由上ビル2階
		知的・精神	Factory藍	22	若林5-2-9 三喜ビル3階
		3障害	泉の家	25	岡本2-33-23
3障害	世田谷更生館	54	砧3-9-11		
3障害	コイノニアかみきた	30	上北沢1-32-14		
3障害	さわやかはーとあーす世田谷	40	上用賀4-16-11		



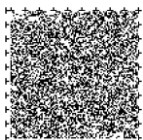
(2) 区内障害者グループホーム一覧

令和2年4月1日現在

施設名	主な対象者	定員	住所
さぎそうハウス	身体	7	北烏山8-6-12
グループホームきぬた	身体	5	砧4-25-2
グランシエル桜丘	知的	14	桜丘3-33-29
グループホーム J o y	知的	4	下馬1-2-15
プリムラ	知的	7	世田谷1-12-6
どんぐりホーム上町	知的	5	世田谷3-9-1
野沢寮	知的	4	野沢3-3-3
ホープ三軒茶屋	知的	8	三宿1-15-2
Garden藍 I・II	知的	9	若林4-25-14
グループホーム赤堤	知的	4	赤堤5-29-6
グランシエル明大前	知的	12	松原1-27 -14
さわやかはーとあーす世田谷	知的	7	上用賀4-16-11
生活支援ホーム世田谷	知的	16	宇奈根2-7-19
宇奈根あーゆるハウス	知的	4	宇奈根2-9-26
アネモネ I・II	知的	10	宇奈根2-15-15
ホームいろえんぴつ	知的	7	鎌田3-16-7
ビートル喜多見	知的	10	喜多見5-4-21
桐花荘	知的	4	船橋2-21-8
コイノニアかみきた	知的	8	上北沢1-32-14
私の家せつ世田谷	知的	5	上北沢5-50-31
ゴールドクレスト	知的	5	上祖師谷4-25-15
ミライハウス芦花公園	知的	4	北烏山1-18-9
グループホーム S m i l e y	知的	4	北烏山1-55-5
第12いたるホーム	知的	10	北烏山4-38-4
私の家せつ烏山	知的	4	北烏山7-24-2
花みずき寮	知的	6	八幡山3-5-16
からすやまホーム	知的	4	南烏山1-9-20
グループホームえにし	身体・知的	13	桜上水5-3-29
バンブル	身体・知的	10	成城8-27-11
グループホームここから	身体・知的	11	北烏山3-11-5
グループホームグレープバイン	精神	6	下馬
Garden藍III	精神	6	野沢
Garden藍IV	精神	6	世田谷
めぐ	精神	7	赤堤
いちご L i v i n g	精神	6	羽根木
とどろきの杜	精神	7	等々力
はるの邑	精神	7	等々力
等々力ホーム	精神	4	等々力



施設名	主な対象者	定員	住所
第1 さくらハウス	精神	6	粕谷
ちぐさハイム	精神	7	北烏山
Garden藍V	精神	2	給田
おはなの家	精神	6	給田
第3 さくらハウス	精神	6	給田
グループホーム西田荘	精神	7	南烏山
第2 さくらハウス	精神	6	南烏山
第4 さくらハウス	精神	6	南烏山
第5 さくらハウス	精神	6	南烏山
ちぐさホーム	精神	7	南烏山
メゾンちぐさ	精神	6	南烏山



3 障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた検討素材 (令和元年9月3日福祉保健常任委員会報告資料)

障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた検討素材

本検討素材は、「世田谷区障害者施設整備等に係る基本方針策定委員会」において主な検討課題に対して基本的方向性、及び具体的方策を整理したものである。

●基本方針検討の背景・必要性
第5期世田谷区障害福祉計画(平成30(2018)～平成32(2020)年度)では、特別支援学校卒業生の送迎希望や梅ヶ丘拠点障害者施設(民間施設)からの地域移行等を踏まえた施設整備に配慮するため、通所施設(生活介護・就労継続支援B型)とグループホームの整備を重点課題として取り組むこととしている。
しかしながら、施設整備は中長期にわたる取組みが必要となることから、今後の障害者の増加を見逃さず、障害者施設の方策、施設整備の需要、障害者の高齢化・高度化等への対応の考え方を整理し、施設整備への的確な対応を図っていく必要がある。こうしたことから、第5期障害福祉計画における施設整備を事業に進める一方、将来にわたる障害者施設整備等の基本方針を検討するものである。

●検討を要する課題

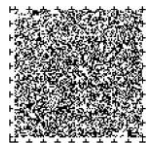
- 1 施設所要量の確保
今後の通所施設の利用希望に対応するため、中長期的な需要見込みと施設所要量を精査し、その確保を図ることが必要である。
- 2 医療的ケアを含む重度障害者への対応
今後、多くの医療的ケア等への対応が必要な施設利用希望者が見込まれるが、対応可能な通所施設は限定されているため、その拡充を図る必要がある。
- 3 グループホーム整備
梅ヶ丘拠点障害者入所施設からの地域移行先や親なき後を見据え、個々の状況に応じたグループホームの整備が必要である。
- 4 障害特性に応じた日中活動の場の整備
障害特性に応じた日中活動の場の整備の必要性について、実態を把握し整理する必要がある。

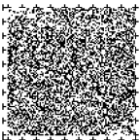
●基本方針対象期間
本基本方針の策定を令和2(2020)年度としているため、中長期的な方針として対象期間は、令和12(2030)年度までの10年間の施設需要に対応するための基本方針とする。
※ただし、今後の障害者数増加や制候改正等への対応も必要となるため、本基本方針策定後、適宜見直しを行う。

●施設所要量推定

生活介護	平成30年4月 (2018年)	平成31年4月 (2019年)	令和4年4月 (2022年)	令和5年4月 (2023年)	令和12年4月 (2030年)
利用者数(見込み)	622	636	731	761	975
定員数	516	626	641	641	641
不足数	△106	△10	△90	△120	△334
就労継続支援B型	平成30年4月 (2018年)	平成31年4月 (2019年)	令和4年4月 (2022年)	令和5年4月 (2023年)	令和12年4月 (2030年)
利用者数(見込み)	620	605	687	712	897
定員数	602	641	681	681	681
不足数	△18	36	△6	△31	△216

●施設整備に係るこれまでの取組み
これまで世田谷区では、昭和57年に「福祉総合計画」を策定するとともに、昭和56年の「国障障害者法」を契機に、昭和58年には「世田谷区障害者施設行動10ヵ年計画」を策定し、平成4年度までの計画期間に総合福祉センターを含め14施設を設置した。また、平成4年度には、新たに「世田谷区通所施設利用施設整備要綱」を定め、通所施設利用希望者の公正かつ円滑な受入を調整することにより、昭和63年度までは、通所希望者が通所できず在宅となつた場合も多かったが、それ以降は、通所希望者がいすれかの施設入通所できるようになってきた。その後も障害者数の増加、区立障害者通所施設の整備に取り組みしてきた。
また近年は、公有地(区有地・公有地)を活用した社会福祉法人等による民間運営施設の公募型障害者による整備誘導にも取り組んできた。しかしながら、区内3ヶ所の特別支援学校からの卒業生の送迎をはじめとした増え続ける生活介護、就労継続支援B型への施設需要への対応に追いついていない状況である。
グループホームについては、中軽度者向けの整備は、民間事業者主導により一定程度進んできたが、重度者向けの整備は進んでいない状況である。
(近年の施設整備状況と今後の整備予定は以下のとおり)
平成23年：区立船田福祉園(区有地活用) 生活介護
平成26年：区立船田福祉園(区有地活用) グループホーム・短期入所・グループホーム
平成27年：イタルル成城(都用地活用) 生活介護・短期入所・グループホーム
グループホーム(都用地活用) グループホーム・短期入所
グループホーム(民間物件活用) 生活介護
平成30年：ニコニコみやざか(民間物件活用) 生活介護
コイノニアみやざか(都用地活用) 生活介護・就労継続支援B型・グループホーム
平成31年：梅ヶ丘拠点障害者施設(区有地活用) 地域生活支援型入所施設・生活介護・短期入所・自立訓練施設
令和元年：さわやかはーとあーと世田谷(民用地活用) 就労継続支援B型・就労移行支援・グループホーム
令和2年：区立世田谷福祉作業所施設改築 生活介護の増加誘導





主な検討課題

基本的方向性

具体的方策

■地域ごとに必要施設所要量の確保

【令和1.2(2020)年度までに必要施設所要量(概定)】
生涯介護 3,410人分程度
認知機能支援型B型 2,200人分程度

- 1 小規模・分散化による施設整備
住民の「地域」において通所施設が利用できるよう、利用者の障害特性や希望を尊重し、各地域の障害者数や施設整備需要を踏まえ、小規模・分散化の観点で施設整備を図る必要がある。
- 2 定員を上回る利用者受入れ
現在、区立施設を中心に「生活介護」「就労支援型B型」施設では、必要な補完配置を行えば定員を上回る利用者の受入れを行っている施設がある。施設需要の増加を踏まえ、平成30年度以降の受入れ数の範囲内で、当面の対応を継続することは止むを得ない面がある。
- 3 施設利用者の移行支援
「就労支援型B型」施設に限り、「就労支援」「就労定着型」の支援を図るとともに、「生活介護」施設を適切にすれば、施設利用者も希望により介護保険事業所に移行できる。障害者施設と介護保険事業所との相互理解、連携・交流を進める必要がある。

I. 施設所要量の確保

1 小規模・分散化による新規施設整備の促進と既存施設の有効活用

- 区内10地域の需給バランスを踏まえ、施設整備・運営を図る。
○既存施設の有効活用：
・区立施設については、今後、施設等に居住棟・設備、若しくは、利用状況等を検証し、必要な機能転換を図る。
・民間施設に当たっては、地域における需給バランスの確保やセブンの役割等を区立施設等の役割として整理する。
・公有財産を活用した施設についても、区立施設に準じた活用を図る。
○新規施設整備：
・一定程度の規模で整備できる公有地活用については、利用者の状況に即したサービス提供をきめ細やかな選択を提供するため機能転換を持った多機能施設として、併せて、医療的ケアを担う型障害者対応のグループホーム併設を検討する。
・民間利用者の事業者負担軽減策を講ずる。軽微活用にとどまらず、重度障害者対応のグループホーム併設を検討する。
・新規施設整備の場には、介護保険事業所の併設や併接等の可能性についても精査・検討する。
○既存物件の有効活用による機能転換や新規施設整備を行うとともに、利用者が自ら希望に合った施設利用が可能となるように施設の特長や魅力を発揮していく。
- 2 定員を超えた利用者受入の当面の確保
＜取組事項＞
・支援の質が低下することがないよう、必要な人員の追加配置を行う。
・平成30年度時点の定員超過数を踏まえ、施設整備により施設所要量の確保が可能となった際は、速やかに本方針の見直しを行うとともに利用者数を増やしていく。
・施設整備等により施設所要量の確保が可能となった際は、速やかに本方針の見直しを行うとともに利用者数を増やしていく。
- 3 施設利用者の移行支援
・利用者の意向に沿った柔軟な対応と、且つ段階的な就労への進捗を検討するとともに、就労支援の推進により、就労促進・定着を図り就労系施設の有効活用を図る。
・利用に対し、日頃から介護保険事業の支援内容を情報提供するとともに、利用者の意向を確認しておくことが重要である。
・障害者施設、介護保険事業所との連携・交流を図り、介護保険事業所への移行の障壁の解消を図る。
・ケアマネジャーへの働きかけを進める。

■身近な地域における受入れのための環境整備

- 1 地域での受入れのためには、医療的ケアを含む重度障害者の受入れを促進し、所要量を確保するとともに必要となる支援環境（ハード、人材等）の整備を図る必要がある。
- 2 当面は対応のノウハウの蓄積などを図るため、三指つくしんぼホーム等居宅の受入れ施設や地域ケア拠点障害者支援施設での受入れを行う必要がある。
- 3 受入れのための人材の確保・育成を図る必要がある。

II. 医療的ケアを含む重度障害者への対応

1 増加が見込まれる医療的ケアを含む重度障害者の施設所要量把握

- ・今後の利用見込みや、既存施設利用者の実態を踏まえ、今後10年間に必要所要量を把握する。
- 2 拠点となる施設から地域の施設へのノウハウの継承
・区立の医療的ケア受入れ施設や地域ケア拠点障害者施設を中心にノウハウを蓄積し、地域の施設へ転送していく。
・転送したノウハウの蓄積・継承に留意し、ハード面を含めた受入環境整備の仕組みづくりが必要であり、当面、拠点施設での受入れを実施する。把握した所要量に基づいては、新たな医療的ケアを含めた重症障害者向けの施設整備の必要性について検討する。
- 3 必要人材育成等の確保
・「福祉人材育成・研修センター」の活用や就業医療センター等との連携により看護師等の確保・育成を推進する。

III. グループホーム整備

■障害特性や地域資源に配慮した整備

- 1 グループホームの希望者数を調査し、地域資源と連携した運営を視野に地区を考慮しながら整備する必要がある。
- 2 中核型の障害者対応のグループホームの整備については、不動産事業者などの連携による民間事業者の整備促進を図る。
- 3 重症障害者への対応については、「日中サービス支援型グループホーム」整備を求めた促進策の検討が必要である。

IV. 障害特性に即した日中活動の場の整備

■障害特性に即した日中活動の場の必要量の確保
定期的通所が困難な精神障害者等、障害特性に即した日中活動の場の必要量について整理する必要がある。

1 所要量見込みと整備目標の設定

- ・居住の場であるグループホームについては、地区を考慮しながら通所施設等の利用可能な地域帯等の状況等を調査し整備していく。
・なお、運営にあたっては、地域・地区の障害者数や希望者数、利用者の障害特性や希望する生活を尊重した整備を図る。
・入所施設利用者状況や通所施設利用者向け推進等により、地域ごとに整備目標数を設定する。
※区外施設入所者の地域移行希望については、区内の施設整備状況等を踏まえ柔軟な対応を丁寧に行いながら、意向確認を継続的に行っていく。
- 2 中核型対象のグループホーム
・空室の活用も視野に担当所や不担当団体等との連携強化を図るとともに、新規GH運営希望法人等と活用可能性とのマッチングを更に進める。
- 3 重症障害者対応のグループホーム
・公有地活用による民間事業者の整備を促す。
・重症障害者への対応については、障害者の程度や医療的ケアの有無、及び日中活動への参加の可否等を調査し整備する類型を整理する。
・日中活動への参加が可能な重症障害者については、「障害者グループホーム（発達型）支援事業」を活用した整備促進を図る。
・日中活動への参加が困難な重症障害者については、「日中サービス支援型グループホーム」の整備促進を図る。

■障害特性により通所が困難な精神障害者等、障害特性に即した日中活動の場の必要量の確保

定期的な通所が困難な精神障害者等とっては、従来の通所施設の活用とは異なる日中活動の場の整備の必要性について、次期ホームページラン及び第6期障害者福祉計画策定の中で精査・整理していく必要がある。

4 障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた所要量等調査結果 (医療的ケア・グループホーム)

令和2年度第2回障害者施策推進協議会資料

令和2年5月25日
障害福祉部障害者地域生活課

障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた所要量等調査結果について

障害者施設整備等に係る基本方針検討委員会にて取りまとめ、令和2年度第1回障害者施策推進協議会へ提供した検討素材において、基本方針策定に向け必要とされていた所要量等調査について、以下のとおり報告する。

1 調査対象・時期・方法

Ⅱ 医療的ケアを含む重度障害者の方の通所施設所要量調査

Ⅲ グループホーム所要量調査

【調査対象】

○区内通所施設利用者（令和2年1月1日現在）

調査対象者・回答者数：1,287名（男性777名、女性510名）

【調査時期】

○令和2年2月～令和2年3月

【調査方法】

○障害当事者・家族と身近に関わっている障害者施設に、利用者・家族の日頃の意向や、利用者・家族等介助者の年齢や健康状態等を勘案した想定を依頼した。

調査結果については、今後ヒアリング等も実施し、利用者の状況を丁寧に把握。

2 調査事項・結果

主な検討課題：Ⅱ. 医療的ケアを含む重度障害者への対応

具体的方策：1 増加が見込まれる医療的ケアを含む重度障害者の施設所要量把握

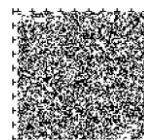
調査の目的：今後、多くの医療的ケア等への対応が必要な施設利用希望者が見込まれるが、対応可能な通所施設は限定されており、その拡充を図る必要があるため、調査を実施した。

(1) 調査事項・結果等

①現在、施設で医療的ケアを受けている方、を受けている医療的ケアの種類

・対象者は52名（うち男性が25名、女性が27名）となっている。

・医療的ケアの種類は、「経管栄養（胃ろう、口腔ネラトン、経鼻）」が32名、「たん吸引」が30名と多くなっている。



- ②今後 10 年以内の医療的ケアが必要となりそうな方の見立て、必要となりそうな医療的ケアの種類
- ・見立ては 5 年以内では、33 名（うち男性が 22 名、女性が 11 名）、10 年以内では、66 名（男性 32 名、女性 34 名）となっている。
 - ・年代別に見ると 20・40・50 代が多くなっている。
 - ・事業別に見ると、「生活介護」事業所へ通所している利用者の見立てが多くなっている。
- ③現在、医療的ケアを実施している、もしくは、今後医療的ケアが必要となりそうな方を、施設で継続して受け入れるために必要となる諸条件
- ・医療的ケアを行うための「職員配置・人材確保」、「体制の構築」に関するが多くなっている。
- ④所要量には直接の関係はないが、定期的な通所が困難になっている状況がある。施設への聞き取り等によると、その理由の具体的な例としては以下のことがあげられる。
- ・通所を毎日するのではなく、休みを入れることで体調のリズムを整え、楽しい通所生活を送ることができる。
 - ・病気により体調を崩したため筋力が低下し、リハビリをして通所を目指しているが、高齢であるため回復が長引いている。
- 暮らしの安定を図るには、インフォーマルな生活支援サービス等も含めた地域包括ケアシステムの推進が欠かせない。利用者の定期的な通所が困難な場合は、まずは本人の意向を尊重しつつ、保護者や施設などの関係所管が連携し、情報共有しながら包括支援を行っている。今後ともそのような体制を継続することが重要であると考えます。

※特別支援学校の状況

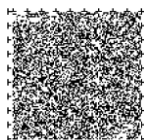
- ・今後 10 年以内の医療的ケアが必要となる方は、約 60 名となっている。

(2) 今後の所要量見込み

- ・既存施設について、施設への調査結果、聞き取り等によると、医療的ケアが確実に要すると見込まれる方はおらず、可能性があるとお見込まれる方の最大値となる。
- ※毎年、既存施設で医療的ケアを要するようになる方は多くて数名程度と聞いている。
- そのため、既存施設の調査結果等を新規施設整備の根拠として使用することは難しい。

【参考】

- ・施設が調査回答の見立てにあたり考慮した内容としては、本人の既往歴、持病、基礎疾患、身体・健康状態を判断している。
- ・区内特別支援学校の在校生の状況については、すでに医療的ケアが必要となっている方であり、過去の卒業生の通所希望状況からほとんどの方が施設通所を希



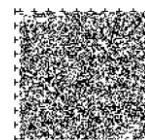
望すると予想されることから、約 60 名を新規施設整備の所要量に盛り込む。

(表 1) 所要量総数 (施設通所者と区内特別支援学級卒業生の所要量)

	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
所要量	62	96	158

(表 2) 所要量地域別 (施設通所者と区内特別支援学級卒業生の所要量)

地域	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
世田谷	16	22	38
北沢	8	7	15
玉川	14	25	39
砧	17	28	45
烏山	7	14	21
計	62	96	158



主な検討課題：Ⅲ. グループホーム整備

具体的方策：1 所要量見込みと整備目標の設定

調査の目的：梅ヶ丘拠点障害者入所施設からの地域移行先や親なき後を見据え、個々の状況に応じたグループホームの整備が必要であるため、調査を実施した。

(1) 調査事項・結果

○本人・家族の日頃の意向や、本人・家族等介助者の年齢や健康状態等を勘案した施設利用者の今後10年以内のグループホームが必要な方の所要量について、以下①～③パターンの類型に分け、調査を行った。

① 中軽度者向けグループホーム

対象者：障害支援区分が概ね1～4程度。身の回りのことは一定程度自分でできる方

② 重度者向けグループホーム（A）

対象者：障害支援区分5～6程度。身の回りのことに支援が必要な方であり、日中は施設通所や就労等日中活動への参加が可能で、基本的にはグループホーム内での支援は不要な状況であると思われる方

③ 重度者向けグループホーム（B）

対象者：障害支援区分5～6程度。身の回りのことに支援が必要であり、施設通所や就労等日中活動への参加は困難で、グループホーム内で支援を受ける必要がある状況であると思われる方

○グループホームに既に入居している方は回答者1287名中128名となっている。

① 中軽度者向けグループホーム

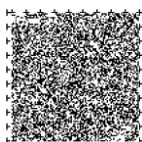
- ・5年以内では、71名（うち男性が39名、女性32名）、10年以内では、124名（うち男性が73名、女性51名）となっている。
- ・年代別に見ると5年以内は40代・50代、10年以内は30代が多くなっている。

(表1) 所要量総数

	令和3～7年度	令和8～12年度	計
所要量	71	124	195

(表2) 所要量年代別

年代	令和3～7年度	令和8～12年度	計
10代	6	4	10
20代	9	31	40
30代	12	46	58
40代	20	22	42
50代	17	15	32
60代以上	7	6	13
計	71	124	195



(表 3) 所要量地域別

地域	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
世田谷	20	29	49
北沢	13	24	37
玉川	16	18	34
地域	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
砧	16	22	38
烏山	6	31	37
計	71	124	195

(表 4) 所要量事業別

事業	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
就労移行支援	8	7	15
就労継続支援 B 型	53	95	148
生活介護	10	22	32
計	71	124	195

② 重度者向けグループホーム (A)

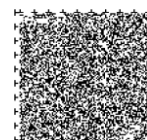
- ・5年以内では、95名（うち男性が59名、女性36名）、10年以内では、138名（うち男性が77名、女性61名）となっている。
- ・年代別に見ると5年以内は40代、10年以内は20代～40代が多くなっている。
- ・事業別に見ると、生活介護事業所の利用者の見立てが多くなっている。

(表 1) 所要量総数

	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
所要量	95	138	233

(表 2) 所要量年代別

年代	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
10代	0	4	4
20代	24	37	61
30代	17	44	61
40代	33	43	76
50代	16	8	24
60代以上	5	2	7
計	95	138	233



(表 3) 所要量地域別

地域	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
世田谷	32	41	73
北沢	11	18	29
玉川	17	29	46
砧	22	24	46
烏山	13	26	39
計	95	138	233

(表 4) 所要量事業別

事業	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
就労移行支援	0	0	0
就労継続支援 B 型	13	31	44
生活介護	82	107	199
計	95	138	233

③ 重度者向けグループホーム (B)

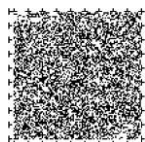
- ・ 5年以内では、31名（うち男性が16名、女性15名）、10年以内では、34名（うち男性が20名、女性14名）となっている。
- ・ 年代別に見ると5年以内は20代、50代、10年以内は40代が多くなっている。
- ・ 事業別に見ると、生活介護事業所の利用者の見立てが多くなっている。

(表 1) 所要量総数

	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
所要量	31	34	65

(表 2) 所要量年代別

年代	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
10代	0	1	1
20代	10	7	17
30代	6	5	11
40代	4	11	15
50代	10	8	18
60代以上	1	2	3
計	31	34	65



(表 3) 所要量地域別

地域	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
世田谷	5	12	17
北沢	6	2	8
玉川	12	13	15
砧	4	5	9
烏山	4	2	6
計	31	34	65

(表 4) 所要量事業別

事業	令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	計
就労移行支援	0	0	0
就労継続支援 B 型	1	3	4
生活介護	30	31	61
計	31	34	65

(2) 所要量の考え方について

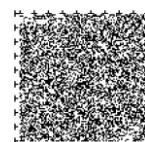
■施設への聞き取り内容

① 利用者等の状況

- ・面談等で本人やご家族が考えるグループホーム入居の意向を確認し回答しているが、本人が入居を希望している事例は少ないと聞いている。
(障害福祉計画策定のための実態調査でも、本人の希望は 1 割程度、介助者（親が中心）は 2～3 割にとどまっている)
- ・施設利用者の保護者の傾向として、グループホームへの認知度や現状の理解は保護者年齢が高いほど低い場合がある。
- ・若い保護者はグループホームに抵抗を感じていない。しかし、高齢の保護者になると「子どもの面倒は自分がみます」という声がある。

② 施設の意見

- ・家族の高齢化に伴う支援力の低下や、ひとり親の家庭などに対する家族への負担を重視している施設が多い。
- ・グループホームへ入居する年齢は自立できることを含めて早い段階の方が良いという意見がある一方、若い利用者なのでそこまで必要ないという意見を持っている施設もある。
- ・グループホームは通所施設に通いやすい場所が良いなど、入居場所に対する意見もある。

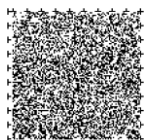


5 基本方針策定経過（検討委員会開催等）

（1）検討経過

平成30年	6月29日	障害者施策推進協議会「基本方針検討開始報告」
平成30年	7月20日	第71回地域保健福祉審議会「基本方針検討開始報告」
	8月1日	学識経験者や施設運営事業者、区職員からなる「世田谷区障害者施設整備等に係る基本方針検討委員会」設置
	8月5日	第1回検討委員会（今後の障害者数の見込みと施設需要の考え方、施設整備の考え方ほか）
	8月28日	第2回検討委員会（施設所要量の整理、施設整備の方向性ほか）
	10月31日	第3回検討委員会（基本方針対象期間の考え方、施設所要量の整理、施設整備の方向性、重度化等への対応の考え方ほか）
	12月26日	第4回検討委員会（施設整備の具体的方策の考え方、重度化等への対応の方向性、グループホーム整備の考え方ほか）
平成31年	2月8日	障害者施策推進協議会「基本方針検討状況報告」
平成31年	3月8日	第73回地域保健福祉審議会「基本方針検討状況報告」
	3月27日	第5回検討委員会（施設所要量確保に向けた具体的方策、グループホーム整備の具体的方策ほか）
令和元年	5月27日	第6回検討委員会（各課題に対する具体的方策のまとめほか）
	7月26日	世田谷区自立支援協議会「基本方針検討状況報告」
	11月13日	第75回地域保健福祉審議会「基本方針策定の考え方諮問」「検討素材報告」
	12月10日	障害者施策推進協議会「基本方針策定の考え方諮問報告」「検討素材報告」
令和2年	2月28日	障害者施策推進協議会「論点確認（議論の進め方）」「所要量等の調査状況」（※）
	4月10日	障害者施策推進協議会「所要量等の調査結果（速報版）」（※）
	5月25日	障害者施策推進協議会「所要量等の調査結果」「基本方針策定に向けたまとめ方（案）」（※）
	6月29日	障害者施策推進協議会「基本方針策定の考え方（答申案）」
	7月17日	第76回地域保健福祉審議会「障害者施設整備等に係る基本方針の策定にあたっての考え方について」

※委員に資料を送付し、書面にて意見をいただく開催方法に変更となった。



(2) 「世田谷区障害者施設整備等に係る基本方針検討委員会」委員（敬称略）

開催期間 平成30年8月5日から令和元年5月27日

○は委員長

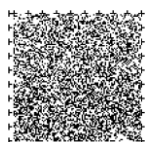
区分	氏名	職（所属）	
学識 経 験 者	○石渡 和実	東洋英和女学院大学 人間科学部 教授	
	鈴木 俊彦	和泉短期大学 児童福祉学科 教授	
	渡部 匡隆	横浜国立大学 教育人間科学部 教授	
	朝日 雅也	埼玉県立大学 社会福祉子ども学科 教授	
	田上 美千佳	東京医科歯科大学大学院 保健衛生学研究科 教授	
施設 運 営 事 業 者	上滝 彦三郎	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 理事・法人事務局次長	
	宇佐美 岩夫	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会 常務理事	
区 職 員	松本 公平	障害福祉担当部長	平成30年度 (第5回検討委員会まで)
	片桐 誠	障害福祉部長	平成31年度 (第6回検討委員会)
	竹花 潔	障害福祉担当部障害施策推進課長	平成30年度 (第5回検討委員会まで)
	太田 一郎	障害福祉部障害施策推進課長	平成31年度 (第6回検討委員会)
	宮川 泰章	障害福祉部障害保健福祉課長	平成31年度 (第6回検討委員会)
	阿部 辰男	障害福祉担当部障害者地域生活課長	平成30・31年度 (全6回検討委員会)
	柳澤 純	総合支所保健福祉課長（世田谷）	平成30年度 (第5回検討委員会まで)
	和田 康子	総合支所保健福祉課長（烏山）	平成31年度 (第6回検討委員会)
	尾方 啓美	高齢福祉部高齢福祉課長	平成30・31年度 (全6回検討委員会)



(3) 「世田谷区地域保健福祉審議会」委員（敬称略）

（令和2年7月1日現在）

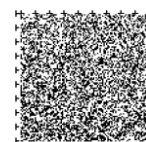
区分	分野		氏名	職（所属）	備考
学 識 経 験 者		1	中村 秀一	医療介護福祉政策研究フォーラム理事長	会長
		2	和気 純子	東京都立大学人文社会学部教授	副会長
		3	石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部教授	
		4	加藤 悦雄	大妻女子大学家政学部児童学科准教授	
		5	北本 佳子	昭和女子大学人間社会学部教授	
		6	諏訪 徹	日本大学文理学部社会福祉学科教授	
		7	星 旦二	東京都立大学名誉教授	
区 民	福祉団体・ 地域団体	8	吉村 俊雄	世田谷区社会福祉協議会 副会長	
		9	坂本 雅則	世田谷区民生委員児童委員協議会 会長	
		10	西崎 守	世田谷区町会総連合会 副会長	
	高齢	11	渡辺 大	深沢あんしんすこやかセンター管理者	～令和元年 12月31日
			蓮見 早苗	用賀あんしんすこやかセンター管理者	令和2年1月 1日～
	障害	12	坂 ますみ	世田谷区肢体不自由児者父母の会 会長	
	児童	13	飯田 政人	福音寮 施設長	
	医療	14	窪田 美幸	世田谷区医師会 会長	
			吉本 一哉	玉川医師会 会長	
			田村 昌三	世田谷区歯科医師会 会長	
			大島 基嗣	玉川歯科医師会 会長	
			富田 勝司	世田谷薬剤師会 会長	
			高野 和則	玉川砧薬剤師会 会長	
	公募委員	20	福原 英信		
			21	矢崎 秀明	



(4) 「世田谷区障害者施策推進協議会」委員（敬称略）

任期 令和元年6月18日から令和3年6月17日

	氏名	職（所属）	備考
1	石渡 和実	東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科教授	部会長
2	鈴木 敏彦	和泉短期大学児童福祉学科教授	副部会長
3	渡部 匡隆	横浜国立大学大学院教育学研究科教授	
4	朝日 雅也	埼玉県立大学社会福祉子ども学科教授	
5	田上 美千佳	東都大学幕張ヒューマンケア学部看護学科教授	
6	山形 邦嘉	世田谷区医師会医療連携・福祉事業部担当理事	令和元年6月27日～
	渡邊 浩	世田谷区医師会医療連携・福祉事業部担当理事	～令和元年6月26日
7	高見 光央	玉川医師会福祉部担当理事	令和元年6月21日～
	池上 晴彦	玉川医師会福祉部担当理事	～令和元年6月20日
8	田中 教順	世田谷区歯科医師会副会長	
9	島貫 博	玉川歯科医師会副会長	
10	八木 亮	世田谷薬剤師会副会長	
11	高野 和則	玉川砒薬剤師会会長	
12	北島 直美	東京都立青鳥特別支援学校 PTA 会長	
13	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長	
14	大竹 博	特定非営利活動法人世田谷区視力障害者福祉協会理事長	
15	兵藤 毅	NPO法人世田谷区聴覚障害者協会副会長	
16	告野 恵子	特定非営利活動法人世田谷さくら会理事	
17	木村 悠子	世田谷区重症心身障害児（者）を守る会 副会長	
18	坂 ますみ	世田谷区肢体不自由児（者）父母の会会長	
19	渡部 伸	世田谷区手をつなぐ親の会会長	
20	荻野 陽一	特定非営利活動法人世田谷ミニキャブ区民の会 理事長	
21	今井 雅子	高次脳機能障害者と家族の会代表	
22	尾崎 ミオ	特定非営利活動法人東京都自閉症協会副理事長	
23	征矢 孝	渋谷公共職業安定所専門援助第二部門統括職業指導官	令和2年4月1日～
	中島 浩志	渋谷公共職業安定所専門援助第二部門統括職業指導官	～令和2年3月31日



	氏名	職（所属）	備考
24	松本 清美	東京都立中部総合精神保健福祉センター広報援助課援助担当主任	
25	益山 央子	世田谷区精神保健福祉4団体代表者協議会	令和元年12月1日～
	大濱 唯菜	世田谷区精神保健福祉4団体代表者協議会	～令和元年11月30日
26	庄司 恵美	公募区民委員	
27	浜畑 由美子	公募区民委員	
28	杉田 春義	世田谷区身体障害者福祉協会会長	オブザーバー

